

大分県農業農村整備事業 I C T 活用工事試行要領

1 . 目的

本要領は、建設現場の生産性向上を図るため、大分県農林水産部が実施する農業農村整備事業の建設工事において、「情報化施工技術を活用する工事」(以下、「I C T 活用工事」という。)を試行に際して、別添 - 1 「情報化施工技術の活用ガイドライン (農林水産省農村振興局整備部設計課)」(以下、「ガイドライン」という。)によるもののほか、必要な事項を定めたものである。

2 . I C T 活用工事の実施方法

(1) 発注形式

1) 発注者指定型

ほ場整備工事 (面工事) は原則、発注者指定型とする。

2) 受注者希望型

4.(1) に示す I C T 建設機械施工技術の適用範囲を満たし、発注者が仕様書で指定する工事は受注者希望型とする。

(2) 実施手続き

1) 発注者指定型

受注者は、契約後、発注者へ指示・承諾・協議書で I C T 活用工事の計画書 (別添 - 2) 及び内容等が確認できる資料を提出する。

具体的な I C T を活用する工事内容及び対象範囲については、監督員と協議するものとし、実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。

2) 受注者希望型

受注者は施工プロセスの各段階において I C T 施工技術の活用を希望する場合、発注者へ工事打合簿で I C T 活用工事の計画書 (別添 - 2) 及び内容等が確認できる資料を提出し、受発注者間の協議により、I C T 活用工事を実施することができるものとする。

(3) 発注における入札公告等

対象工事の発注にあたっては、特記仕様書にその旨を記載する。記載例を別添 - 3 に示すが、記載例にないものについては、別途作成するものとする。

(4) I C T 活用工事の実施フロー

別添 - 4 のフローを参考に、I C T 活用工事を実施する。

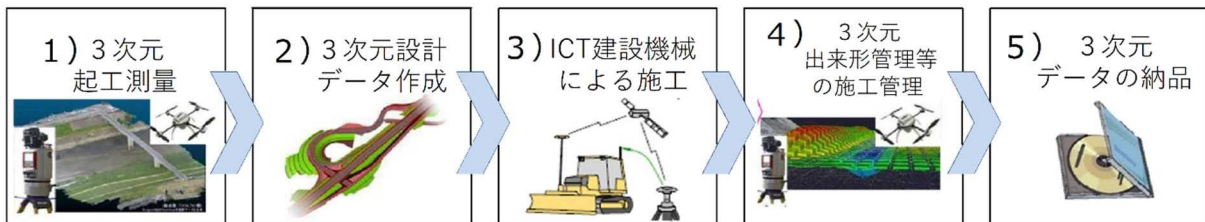
3. ICT活用工事の概要

ICT活用工事とは、施工プロセスの各段階において、以下に示す1)～4)のいずれかのICT施工技術を活用する工事である。なお、3次元データの納品については、原則不要とするが、発注者がスマート農業への活用等を目的に3次元データ納品が必要と認める場合には、仕様書へ記載すること。

表1 ICT活用工事における施工プロセス

施工プロセス	発注者指定型	受注者希望型
1) 3次元起工測量	-	(必須)
2) 3次元設計データ作成	-	(必須)
3) ICT建設機械による施工	(必須)	(必須)
4) 3次元出来形管理等の施工管理		
5) 3次元データの納品()	-	-

4) で作成した3次元施工管理データの納品



4. ICT施工技術の種類と適用範囲

ICT建設機械施工技術の適用範囲及び出来形管理技術の適用範囲については、(1)及び(2)に示す工種、施工規模を有する工事を対象とし、「土木工事の施工管理基準及び規格値」に記載の管理項目に即して出来形管理を実施する。各技術の詳細は、ガイドラインを参照すること。

(1) ICT建設機械施工技術の適用範囲

表2 ICT建設機械施工技術の適用範囲

工種		施工規模
共通工事	掘削工	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	
ほ場整備工事	表土扱い、基盤造成、表土整地	面整備を行うほ場整備工事全て
舗装工事	不陸整正、下層路盤、上層路盤	1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上

暗渠排水工事	掘削工	1 ほ場ごとにおける施工延長が 10a あたり 100m 以上かつ対象とする施工延長が 1.1km 以上
--------	-----	--

(2) 出来形管理技術の適用範囲

表 3 T S 等光波方式出来形管理技術の適用範囲 (断面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長	1 件の工事における扱い土量の合計が 1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長	
土木工事 共通編	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高、法長、延長	他工種の施工規模と同様 (単独ではなく他工種の関連施工工種として実施することとする。)
	石積 (張) 工	基準高、法長、延長	
	側溝工 (プレキャスト U 型側溝) (L 型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高、延長	
	側溝工 (現場打水路工)	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	
	側溝工 (暗渠工)	基準高、幅、深さ、延長	
	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高、厚さ、幅、延長	1 件の工事における施工面積が 3,000m ² 以上
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ、幅、延長	
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (加熱アスファルト安定処理工) (基層工)	厚さ、幅	
	アスファルト舗装工 (表層工)	幅、厚さ、延長 平坦性は通常管理	

	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高、厚さ、幅、 延長	
	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ、幅、延長	
	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処 理工)	厚さ、幅	
土木工事 共通編	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ、幅、延長 平坦性、目地段差 は通常管理	1件の工事におけ る施工面積が 3,000m ² 以上
農業農村 整備編	管体基礎工 (砂基礎等)	幅、高さ	1件の工事におけ る扱い土量の合計 が1,000m ³ 以上
	基盤造成 表土整地	基準高	面整備を行うほ場 整備工事全て
	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、 高さ、中心線のズレ、 スパン長、延長	施工延長100m以 上
	鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、 中心線のズレ、延長	
	吸水渠	布設深、間隔、延長	1ほ場ごとにおけ る施工延長が10a あたり100m以上 かつ対象とする施 工延長が1.1km以 上
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深、延長	
	堤体工	基準高、堤幅、法長、 延長	ため池改修工事全 て

表4 TS等光波方式出来形管理技術の適用範囲(面管理)

工種	出来形管理項目	施工規模	
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は 標高較差を管理	
	盛土工		1件の工事におけ る扱い土量の合計 が1,000m ³ 以上
農業農村 整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理(他の管理 項目は従来手法による)	面整備を行うほ場 整備工事全て

表5 TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術の適用範囲（面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は標高較差を管理	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長に代えて、標高較差を管理	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	面整備を行うほ場整備工事全て

表6 TS（ノンプリズム方式）出来形管理技術の適用範囲（断面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
土木工事 共通編	コンクリートブロック工 （コンクリートブロック積） （コンクリートブロック張り）	基準高、法長、延長	他工種の施工規模と同様（単独でなく他工種の関連施工工種として実施することとする。）
	石積（張）工	基準高、法長、延長	
	側溝工（プレキャストU型側溝） （L型側溝工） （自由勾配側溝） （管渠）	基準高、延長	
	側溝工（現場打水路工）	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	
	側溝工（暗渠工）	基準高、幅、深さ、延長	
農業農村整備編	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、延長	施工延長 100m 以上
	鉄筋コンクリート大型フリーフォーム 鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、延長	

表7 UAV空中写真測量出来形管理技術の適用範囲（面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は標高較差を管理	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、	

		延長に代えて、標高較差を管理	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理 (他の管理項目は従来手法による)	面整備を行うほ場整備工事全て

表8 UAV空中写真測量出来形管理技術の適用範囲(断面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
農業農村整備編	堤体工	基準高、堤幅、法長、延長	ため池改修工事全て

表9 T L S出来形管理技術の適用範囲(面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は標高較差を管理	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長に代えて、標高較差を管理	
	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高、厚さ、幅、延長に代えて、基準高、厚さ又は標高較差を管理	1件の工事における施工面積が3,000m ² 以上
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (表層工)	厚さ、幅、延長に代えて、厚さ又は標高較差を管理	
	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (加熱アスファルト安定処理工) (基層工)	厚さ、幅に代えて、厚さ又は標高較差を管理	
	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高、厚さ、幅、延長に代えて、基準高、厚さ又は標	

		高較差を管理	
土木工事 共通編	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ、幅、延長に代えて、厚さ又は標高較差を管理	1件の工事における 施工面積が 3,000m ² 以上
	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (アスファルト中間層)	厚さ、幅、延長に代えて、厚さ又は標高較差を管理	
	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ、幅、延長に代えて、厚さ又は標高較差を管理	
農業農村 整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、 標高較差を管理 (他の管理項目は従来手法による)	面整備を行うほ場整備工事全て

表10 T L S 出来形管理技術の適用範囲(断面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
土木工事 共通編	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高、法長、延長	他工種の施工規模と同様(単独ではなく他工種の関連施工工種として実施することとする。)
	石積(張)工	基準高、法長、延長	
	側溝工(プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高、延長	
	側溝工(現場打水路工)	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	
	側溝工(暗渠工)	基準高、幅、深さ、延長	
農業農村 整備編	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、延長	施工延長 100m 以上
	鉄筋コンクリート大型フリーム 鉄筋コンクリートL型水路	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、延	

		長	
	堤体工	基準高、堤幅、法長、延長	ため池改修工事全て

表 1 1 U A Vレーザー 出来形管理技術の適用範囲（面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は標高較差を管理	1 件の工事における扱い土量の合計が 1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長に代えて、標高較差を管理	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	面整備を行うほ場整備工事全て

表 1 2 U A Vレーザー 出来形管理技術の適用範囲（断面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
農業農村整備編	堤体工	基準高、堤幅、法長、延長	ため池改修工事全て

表 1 3 地上移動体搭載型 L S 出来形管理技術の適用範囲（面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は標高較差を管理	1 件の工事における扱い土量の合計が 1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長に代えて、標高較差を管理	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理（他の管理項目は従来手法による）	面整備を行うほ場整備工事全て

表 1 4 地上移動体搭載型 L S 出来形管理技術の適用範囲（断面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
農業農村整備編	堤体工	基準高、堤幅、法長、延長	ため池改修工事全て

表 1 5 R T K - G N S S 出来形管理技術の適用範囲（断面管理）

工 種		出来形管理項目	施工規模
-----	--	---------	------

共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長	1 件の工事における扱い土量の合計が 1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長	
	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高、法長、延長	他工種の施工規模と同様(単独ではなく他工種の関連施工工種として実施することとする。)
	石積(張)工	基準高、法長、延長	
	側溝工(プレキャスト U 型側溝) (L 型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高、延長	
	側溝工(現場打水路工)	基準高、厚さ、幅、高さ、延長	
	側溝工(暗渠工)	基準高、幅、深さ、延長	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高	面整備を行うほ場整備工事全て
	現場打開水路	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線のズレ、スパン長、延長	施工延長 100m 以上
	鉄筋コンクリート大型フレーム 鉄筋コンクリート L 型水路	基準高、幅、厚さ、中心線のズレ、延長	
	吸水渠	布設深、間隔、延長	1 ほ場ごとにおける施工延長が 10a あたり 100m 以上かつ対象とする施工延長が 1.1km 以上
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深、延長	
	堤体工	基準高、堤幅、法長、延長	ため池改修工事全て

表 16 RTK - G N S S 出来形管理技術の適用範囲(面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又	1 件の工事におけ

		は標高較差を管理	る扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長に代えて、標高較差を管理	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理(他の管理項目は従来手法による)	面整備を行うほ場整備工事全て

表17 施工履歴データを用いた出来形管理技術の適用範囲(面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長に代えて、水平又は標高較差を管理	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長に代えて、標高較差を管理	
農業農村整備編	基盤造成 表土整地	基準高に代えて、標高較差を管理(他の管理項目は従来手法による)	面整備を行うほ場整備工事全て
	吸水渠	布設深、間隔、延長に代えて、掘削底面標高を管理	1ほ場ごとにおける施工延長が10aあたり100m以上かつ対象とする施工延長が1.1km以上
	集水渠(支線) 導水渠(幹線)	布設深、延長に代えて、掘削底面標高を管理	

表18 モバイル端末出来形管理技術の適用範囲(断面管理)

工 種		出来形管理項目	施工規模
共通編	掘削工	基準高、幅、法長、延長	1件の工事における扱い土量の合計が1,000m ³ 以上
	盛土工	基準高、幅、法長、延長	
農業農村整備編	堤体工	堤幅	ため池改修工事全て

上記(1)~(2)の適用範囲(工種、施工規模)に該当せず、あらかじめ「ICT施工技術活用工事」であることをうたっていない工事において、受注者が情報化施工を希望する場合は、工事毎にその適用を判断するもの。この場合、本要領及びガイドラインに規定する積算は適用されない。

5. 積算方法

ICT活用工事は、下記(1)～(8)に基づいて積算するものとし、ガイドラインの記載内容より優先する。下記(1)～(8)に記載のない事項については、ガイドラインに基づいて積算すること。

(1) 発注者指定型における積算方法

ア. 当初発注

発注者は、当初発注時に「ICT建設機械による施工」に要する費用を計上する。

イ. 変更積算

契約後、「3次元出来形管理等の施工管理」の実施について、受発注者間の協議が整った場合、費用を設計変更する。

(2) 受注者希望型における積算方法

ア. 当初発注

発注者は、当初発注に際して土地改良工事積算基準(従来施工)に基づいて積算を行う。

イ. 変更積算

契約後、ICT活用工事の実施について受発注者間の協議が整った場合、「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建設機械による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」のうち、実施する項目にかかる費用を設計変更する。

(3) 3次元起工測量(受注者希望型のみ)

3次元測量及び出来形管理の測量手法について、「UAVレーザ測量」を標準とするが、植生被覆がない、または植生被覆が少ない場合は、「UAV写真点群測量」を選定できるものとする。

3次元起工測量の費用については、従来の起工測量と3次元起工測量のそれぞれについて歩掛見積り(諸経費込み)を3者以上から徴収して費用を算出し、両者の差額を工事価格に一括計上する。

ただし、徴収した見積額と、選定した測量手法に対応した下記に示す標準歩掛を用いて積算した金額を比較し、前者が上回る場合は、標準歩掛による積算額とする。標準歩掛で積算する際の諸経費については、見積りにより決定するものとする。

なお、これにより難しい場合は別途考慮すること。

ア. UAVレーザ測量(標準歩掛)

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」(大分県土木建築部)の第1章 測量業務 第11節 三次元点群測量 11-3 UAVレーザ測量

イ. UAV写真点群測量(標準歩掛)

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」(大分県土木建築部)の第1章 測量業務 第11節 三次元点群測量 11-1 UAV写真点群測量

(4) 基盤切盛における施工機械の決定(ほ場整備工事のみ)

急勾配地区(勾配1/10以上)における、基盤切盛土量のバックホウ・ブルドーザ比率については、施工実績による確認が困難であるため、下記を標準として積算する。

なお、緩勾配地区については、ガイドライン別紙9に基づき積算すること。

$$Y = 0.1X + 0.3$$

Y:ブルドーザ比率

X:計画平均区画面積(ha)

バックホウ比率:1-Y

表13 ほ場整備の基盤切盛における施工機械区分について

施工機械	数量(m ³)	使用歩掛	備考
ブルドーザ	(基盤切盛における全体土量) × ブルドーザ比率	SP掘削(押土あり)	
バックホウ	(基盤切盛における全体土量) × バックホウ比率	・SP掘削 ・SP掘削(ICT) (1)	ただし、左記歩掛に加え、土砂運搬を計上するもの(2)

1.バックホウ掘削における、SP掘削及びSP掘削(ICT)の計上割合は、下記(5)を参照とすること。(SP=施工パッケージ)

2.土砂運搬は原則不整地運搬車による積算を行うが、道路条件等によりダンプトラック運搬が可能な場合はダンプトラックによる土砂運搬にて積算を行うものとする。

(5) 施工パッケージ「掘削(ICT)」に係る積算方法

掘削(ICT)の積算における計上割合については、ガイドライン別紙8の2「掘削ICTの積算」に依らず、当初及び変更のいずれも、掘削(ICT)の計上割合を25%として積算するものとする。掘削(バックホウ)の全施工数量に25%を乗じた値をICT施工数量とし、掘削(バックホウ)全施工数量からICT施工数量を差し引いた値を通常施工の施工数量とする。

(6) ブルドーザ畑面整地工【情報化施工】に係る積算方法

ICT建設機械を使用した、ブルドーザ畑面整地工の積算方法については、(別添-7)に基づくこととする。

(7) 3次元出来形管理の費用

下記技術により3次元出来形管理を行う場合には経費を別途計上する。計上の方法については、下記1)~2)のとおりとする。下記技術以外の出来形管理に要する費用は共通仮設費に含まれることから別途計上しない。

- ・UAV空中写真測量出来形管理
- ・TLS出来形管理技術
- ・UAVレーザー出来形管理技術

・地上移動体搭載型 L S 出来形管理技術

1) 3次元出来形管理のための点群データ取得

3次元測量及び出来形管理の測量手法について、「UAVレーザ測量」を標準とする。

なお、植生被覆がない、または植生被覆が少ない場合は、「UAV写真点群測量」を選定できるものとする。

3次元出来形管理の費用については、歩掛見積り（諸経費込み）を3者以上から徴収して費用を算出し、工事価格に一括計上する。ただし、徴収した見積額と、選定した測量手法に対応した下記に示す標準歩掛を用いて積算した金額を比較し、前者が上回る場合は、標準歩掛による積算額とする。標準歩掛で積算する際の諸経費については、見積りにより決定するものとする。

なお、これにより難しい場合は別途考慮すること。

ア．UAVレーザ測量（標準歩掛）

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」(大分県土木建築部)の第1章 測量業務 第11節 三次元点群測量 11-3 UAVレーザ測量

イ．UAV写真点群測量（標準歩掛）

「設計・調査・測量業務積算基準及び標準歩掛と積算運用の手引き」(大分県土木建築部)の第1章 測量業務 第11節 三次元点群測量 11-1 UAV写真点群測量

2) 出来形管理図表（ヒートマップ等）作成費

出来形管理図表作成費用は、歩掛見積（諸経費込）を3者以上から徴収し工事価格に一括計上する。

(8) 3次元データ納品の費用

発注者が3次元データ納品を必要と認める場合、3次元データ納品に要する費用は、歩掛見積（諸経費込）を3者以上から徴収し工事価格に一括計上する。

(9) 3次元設計データの修正費用

設計変更で設計計上に変更があった場合は、その都度3次元設計データを編集し変更を行う。その費用は歩掛見積（諸経費込）を3者以上から徴収し工事価格に一括計上する。

6. 工事成績評価における措置

(1) 発注者指定型

ICT活用工事を活用した場合、成績評価の「創意工夫」で1点を加算する。

受注者の責により、「ICT建設機械による施工」が実施されない場合は、原則、「文書注意」の措置を行い、工事成績評価において減点するものとする。

(2) 受注者希望型

ICT活用工事を活用した場合、成績評定の「創意工夫」で1点を加算する。

7. ICT活用工事における留意点

(1) 各種基準

ICT活用工事の施工に伴い調査、測量、設計、施工及び検査についての要領、基準類は「ICT活用工事に関する基準類」(別添-5)に基づくこととする。

なお、要領、基準類の改訂及び新たに基準類が定められた場合は、監督職員と協議のうえ、最新の基準類に基づき実施するものとする。

(2) 施工管理、監督・検査の対応

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めないこととする。

また、監督・検査に係る機器(3次元データを閲覧可能なパソコン等)は受注者が準備する。

(3) キャリブレーション

機器の精度確認については、ガイドライン第1章 第6 ICT建設機械施工技術における必要事項の記載を基に確認するものとするが、バックホウのバケットは摩耗等による精度が低下する可能性がある。そのため、施工期間中は原則バケット位置の精度確認を日々行うこととする。

また、センサーやケーブル等については、ねじやケーブルの緩みによるトラブルが発生することがあるため、日常的に確認を行うこと。

8. 実態調査

受注者はICT活用工事実施後、工事完成書類に併せてICT活用工事実態調査票(別添-6)を発注者に提出すること。発注者は受注者から提出された実態調査票の写し、またはエクセルデータを速やかに工事技術管理室に提出すること。

9. その他

本要領及びガイドラインに定めのない事項については、受発注者間の協議により定めるものとする。

附則（令和元年9月19日）

令和元年10月1日以降に起案する工事から適用する。

附則（令和2年7月14日）

令和2年8月1日以降に起案する工事から適用する。

附則（令和3年7月27日）

令和3年8月15日以降に起案する工事から適用する。

附則（令和4年9月28日）

1. 令和4年10月1日以降に起案する工事から適用する。

2. 令和4年度については、既に発注済の工事で下記の条件を満たす場合は、本試行要領に基づき変更契約にて適用を可能とする。

- ・大分県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領4.(1)に示す、ICT建設機械施工技術の適用範囲を満たすこと。

- ・本通知の適用日以降にICT活用を受注者が希望し、ICT活用工事実施について受発注者間で協議のうえ、合意がされていること。

附則（令和5年8月28日）

令和5年9月1日以降に起案する工事から適用する。

附則（令和6年3月22日）

令和6年4月15日以降に起案する工事から適用する。